

みんなのビットコイン総合取引約款

第1条（目的）

みんなのビットコイン総合取引約款は、みんなのビットコイン株式会社（以下「当社」といいます。）とおお客様との間で、当社が提供する仮想通貨現物取引及び仮想通貨レバレッジ取引、その他の仮想通貨に係る関連取引（以下、総称して「本約款取引」といいます。）に関する権利義務関係及び両者がともに従う条件を定めるものです。お客様と当社とは本約款の他、別途定める「仮想通貨現物の重要事項説明書」及び「仮想通貨レバレッジ取引の重要事項説明書」（以下、総称して「取引説明書」といいます。）その他関連規程に従うものとします。

お客様は、取引説明書及び本約款の内容を最後までお読みになり、本約款取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において取引を行っていただくものとします。

第2条（リスクと自己責任の確認）

お客様は本約款取引を行うに際し、本約款の内容及び取引説明書に掲げる事項を十分理解し、また承諾したうえで、お客様の判断と責任において本約款取引を行うものとします。

第3条（本取引口座）

お客様は本約款取引を行うにあたり、当社が指定する方法により、仮想通貨現物取引の口座である「現物口座」及び仮想通貨レバレッジ取引の口座である「レバレッジ口座」（以下、総称して「本取引口座」といいます。）を開設するものとします。

2. お客様は本取引口座の開設において、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及びその他の関連規程を遵守するものとします。

3. 本取引口座の開設に際し、当社は、当社の口座開設基準に基づき口座開設の適否を審査するものとし、お客様は、当社が審査の結果適当と認めた場合に限り、本取引口座を開設することができます。

4. 前項の当社による審査は、お客様が本取引口座を一旦解約された後に、再び口座を開設されるときにも、行うものとします。

5. 本約款取引に関して行われる法定通貨及び仮想通貨の移動はすべて本取引口座を通じて行われ、本約款取引の損益及び残高も本取引口座を通じて管理されるものとします。

6. お客様への法定通貨及び仮想通貨の返還は、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社の指定する方法にしたがって、原則としてお客様の個別指示に基づき行うものとします。

7. 本取引口座は、原則一名義ごとに一口座のみを開設できるものとします。

第4条（口座開設の適格要件）

本取引口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。

- (1) ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。
- (2) お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上であり、日本法上の行為能力を有する者であること。
- (3) お客様が法人の場合には、日本国内において本店又は支店が適法に登記されていること。
- (4) ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること。
- (5) 当社と電話又は電子メールで常時連絡が取れること。
- (6) 本約款取引に係るリスク並びに商品の性格及び内容を十分理解していること。
- (7) ご自身でインターネットを通して本約款取引並びに本約款取引の確認及び管理が行えること。
- (8) 一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。
- (9) 法定通貨の返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- (10) 資金決済法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及びその他の関連規程に違反していないこと。
- (11) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法若しくは不正の取引又はその疑いのある取引に利用するために本約款取引を行わないこと。
- (12) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）の一員又は反社会的勢力に関与していないこと。
- (13) 当社の「個人情報保護方針」等当社が定める規約、方針に同意すること。
- (14) 前各号に定めるもののほか、当社の定める口座開設基準に該当すること。

第5条（日付処理）

成立した本約款取引の約定日は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日とします。

2. 前項に規定する約定日は、原則として米国東部における取引終了時を基準として処理するものとします。ただし、東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となるものとします。

3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（建玉の保有制限）

お客様のレバレッジ口座での建玉の保有数量は、「仮想通貨レバレッジ取引の手続等について 5. 取引単位」のとおりとします。

第7条（取引内容の照会）

お客様が行った本約款取引の内容等について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合、お客様が当社のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとします。

第8条（取引条件の変更）

天変地異、戦争、政変、同盟罷業等やむを得ないと認められる事由により、当社が本約款取引の条件について変更を行なった場合、お客様はその措置に従うものとします。

第9条（諸料金等）

お客様は、当社に対し、当社が取引説明書に定める手数料を支払うものとします。また、手数料は当社の裁量で随時変更できるものとします。

2. お客様が負担すべき公租公課その他の賦課金、及び当社所定の手数を当社が代わりに負担した場合、お客様は、当社がその請求を行い次第、当社の定める期限及び方法により支払うものとします。

第10条（本人確認）

本取引口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下「犯収法等」といいます。）所定の方法により、本人確認を行います。

2. 本取引口座の開設後、犯収法等所定の本人確認が必要となった場合又は当社が本人確認が必要であると判断した場合、当社は、お客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を要求することがあります。お客様が当社の要求に応じなかった場合又は犯収法等若しくは番号法等に基づく当社のお客様に対する本人確認が不十分であると当社が判断した場合、当社は、その裁量により当該お客様のレバレッジ取引を制限することができるものとし、係る制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。

第11条（禁止行為）

お客様は、本約款取引を行うにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないことをあらかじめ承諾するものとします。なお、お客様の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。

（1）本約款取引に係るシステム（以下「本取引システム」といいます。）の改変及び本

取引システム以外のツール等を使用する行為（本取引システム以外のツール等から発注指示を行う行為を含みます。）。

（２）適合性原則等に照らし、過度な投機的取引を行う行為。

（３）短時間で注文を繰り返し行う等本取引システムに対して過度の負荷を与える行為。

（４）本取引システムの脆弱性、当社若しくはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性又は混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。

（５）本約款取引に係るサーバやネットワークシステムに支障を与える行為。

（６）コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報を送信する行為。

（７）本約款取引において入手又は利用し得る当社が利用者に提供するデータを改ざん又は消去する行為。

（８）意図的に虚偽の情報を流布する行為。

（９）当社がお客様に提供する商品に対して行う、当社のリスクヘッジのための取引に影響を及ぼす行為。

（１０）本約款取引とは関係がないと当社が判断する入出金を繰り返し行う行為。

（１１）お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話又は取引等の内容を、当社の事前の承諾を得ずに公開、複製、転載、再配布又は販売する行為。

（１２）当社又は当社の役職員に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉若しくは信用を毀損する言動又は業務を妨害する行為。

（１３）口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族を含みます。）が口座名義人に代わって本約款取引を行う行為。

（１４）反社会的勢力等に対する利益供与その他の協力行為。

（１５）犯罪行為又はそれに関連する行為若しくは公序良俗に反する行為。

（１６）法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。

（１７）前各号の他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障を来す行為。

（１８）その他当社が不適切と判断する行為。

２．お客様が当社と行う本約款取引に関して、前項に定める禁止行為を行った場合、当社は、当該口座を含む当社にて開設された口座での取引を、その裁量で制限できるものとします。また、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとし、また、当該取引に関して当社が損害を被った場合、お客様は当社に対しその損害を賠償するものとします。なお、当社は事由の如何を問わず、当該約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、何らの責任も負わないものとします。

第12条（解約）

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約（本取引口座の全部又は一部の解約を含みます。）を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約（本取引口座の全部又は一部の解約を含みます。）の申し出をしたとき。第30条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

(2) 第30条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

(1) 本取引口座の名義人が存在しないとき又は本取引口座の名義人の意思によらず口座開設されたとき。

(2) お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があることが明らかになったとき又は提出資料の全部若しくは一部が真正でないことが判明したとき。

(3) お客様の本取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき又はそのおそれがあるとき。

(4) 第10条第2項に従い、当社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらずその提出がなされないとき（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。）。

(5) お客様の当社に対する一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。

(6) お客様が反社会的勢力であると当社が認める者のいずれかに該当する、又はこれらの者と関係があるとき。

(7) お客様が当社との本約款取引又は本約款取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき又は虚偽の風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をされたとき。

(8) お客様が、当社が提供する本取引システム（プログラム等を含みます。）又は本取引システムを利用するための機器又は回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含みます。）等の利用に際し、本取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款及び取引説明書等で当社が想定している以外の方法を用いたとき又は本取引システムでは通常実行できないような方法を行ったとき。

(9) お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。

(10) お客様が本約款、取引説明書その他関連規程（当社の方針や規約を含みます。）に違反したとき。

(11) 前各号の他、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

3. 前項の規定により本約款を解約する場合にお客様の建玉が残存するとき又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存する建玉を反対売買により差金決済した上、第14条、第15条に準じて当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、お客様は直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。

4. 本条第1項第1号に基づきお客様が本約款の解約の申し入れを行う場合、お客様は、当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉又は法定通貨若しくは仮想通貨の預託がある場合、当社はお客様の解約の申し入れを拒否することができるものとします。

5. 本約款を解約する場合、本邦通貨の1円未満の残高、及び外国通貨の小数点第二位未満の残高は切捨てて処理するものとし、お客様は当該債権を放棄するものとします。

6. 本取引口座において建玉が無く、かつ本取引口座に本約款取引を行いうる預託（法定通貨と仮想通貨の別を問いません。）が無い状態が1年間以上継続した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく本約款に関連する契約を解除することができるものとします。

7. 本約款が終了した場合、本約款のほか、その他関連契約も同時に解約され、終了するものとします。

8. 本約款が終了した場合でも、当社はお客様の情報を法に定められた期間、保管するものとします。また、保管期限を過ぎた場合においても、当社の判断により引続き保管できるものとします。

第13条（期限の利益の喪失）

お客様に次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合、当社から通知又は催告等がなくても、お客様は、当社に対する本約款取引に係わる一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済するものとします。

(1) 支払停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立てその他これらに類する倒産手続きの申立てがあった場合。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3) お客様の当社に対する本約款取引に係るその他一切の債権のいずれかについて仮差押え、差押え、競売、保全差押え又は滞納処分が開始された場合。

(4) お客様の当社に対する本約款取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について仮差押え、差押え、競売、保全差押え又は滞納処分が開始された場合。

(5) 外国法に基づき、前各号までに定める事由に相当する事由が発生した場合。

(6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社がお客様と連絡がとれなくなった場合。

(7) お客様が死亡した場合又は心身機能の低下により、本約款取引の継続が著しく困難又は不可能になったと当社が判断した場合。

(8) お客様が当社に対し営業に支障を来すと当社が認める行為を行った場合

(9) 本取引口座開設時又はその後、当社に対して虚偽の申告又は届出をしたことが判明した場合。

第14条（当社による精算）

第12条の事由により解約した場合は、以下の各号の定めに従って当社とお客様の本約款取引及び債権債務は清算されるものとし、お客様はあらかじめこれに承諾するものとします。

(1) 当社は、お客様に事前に通知することなく当社の裁量で、お客様が当社との間で行っているすべての取引につき、お客様の計算において差金決済及び売却を行います。

(2) 前号の差金決済及び売却を行った結果、お客様が預託された残高以上の損失が生じた場合、当社はお客様にその金額を通知し、お客様は当社に対し当該通知受領した日から起算して2営業日目までに当該金額を支払うものとします。

(3) 本約款取引の解約時において、お客様の注文に係る未決済勘定が残存する場合又はお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。

(4) 前号の場合において、本取引口座に残高があるときの処理方法及び処理の時期については、当社の裁量によるものとします。

(5) 前号に基づく処理をした場合、当社の要した費用はお客様の負担とし、その清算については、当社はお客様に事前に通知することなく、当社がお客様に支払うべき債務残高からの差引により清算することができるものとします。

第15条（差引計算）

第12条、又は第13条、若しくはその他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社は、お客様の債務とお客様が当社に対して有する債権を、その履行期限にかかわらず相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。

3. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息及び遅延損害金等の計算については、第17条に準じるものとします。また差引計算を行う際に、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する換算価格については、当社指定の換算価格を適用するものとします。

4. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、当社はお客様に通知するものとし、お客様は、当社に対して、当該通知を受領した日から起算して2営業日目までに弁済するものとします。

第16条（金銭の処分）

お客様が本約款に基づき当社に預託された金銭（法定通貨と仮想通貨の別を問いません。）はすべて、お客様が当社に対して負担する全債務（本約款取引に関するものに限りません。）を共通に担保するものとします。

2. お客様が当社に対し負担する債務を履行しなかった場合、お客様の金銭は、通貨の種類、商品種類、取引口座等の実務便宜上の区分に関係なく、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第15条に準じて取り扱われることにお客様はあらかじめ承諾するものとします。

3. お客様の当社に対する債務の弁済又は第15条による差引計算を行う場合、当社の担保物の処分価額がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により担保物を充当できるものとし、係る充当を行った後、お客様は当社に対する残債務の支払義務を負うものとします。

第17条（遅延損害金の支払）

お客様が、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客様は当社に対し、履行期日の翌日から履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第18条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れ又はその他の処分ができないものとします。

第19条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名・名称、電子メールアドレス、住所・事務所の所在地、連絡先、金融機関口座、その他の当社への届出事項に変更が生じた場合、お客様は当社に対し、直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第20条（監督官庁等への報告）

当社が法令又は諸規則等に基づきお客様に係る本約款取引の内容等を報告することを求

められた場合、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の取引内容等を政府機関等宛てに報告することに、お客様はあらかじめ承諾するものとします。また、お客様は、当社の指示に従い、係る報告書その他の書類の作成に協力する義務を負うものとします。

2. 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の（１）、（２）又は（３）に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、本約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱うものとします。

（１）米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

（２）米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

（３）FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

3. 「条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」により、当社は、お客様の居住地国名等を問う「特定取引を行う者の届出書」の情報（氏名、住所、生年月日、居住地国、在国納税者番号、その他各国税務当局が指定する情報）を、当社所轄税務署と国税庁を経由して各国税務当局へ報告することとされておりますが、本約款の定めにより、お客様の当該情報が当社の所轄税務署、国税庁、各国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱うものとします。

4. 本条の規定に基づく報告に関し、お客様に発生した一切の費用及び損害については、お客様の負担とし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第21条（免責事項）

本約款取引に関して、本約款に別段に定めたもののほか、次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害及び機会利益の逸失、費用負担等の一切について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。

（１）第8条に定める事由により本約款取引に係る取引の執行、金銭の授受、仮想通貨の授渡、預託の手続等が遅延し、又は不能となった場合。

（２）政治、経済若しくは金融情勢の変化、天災地変、戦争、ストライキ、外貨事情の急変、政府の規制等による外国為替市場の閉鎖・取引制限等、不測の事態又は不可抗力と認められる事由により、本約款取引に係る取引の執行、金銭の授受、仮想通貨の授受又は預託の手続等が遅延し、又は不能となった場合

（３）休日又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に当社が応じ得ない場合。

(4) 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備若しくは郵便等の通信手段における誤謬若しくは遅延等お客様のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア若しくは携帯端末等の故障若しくは誤作動、市場関係者若しくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障又は誤作動、通信回線のトラブル等により本約款取引に係る取引に関する一切のシステムに関する障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由又は当社の故意若しくは重大な過失によらない当社のコンピューターシステムソフトウェア等の故障、誤作動その他本約款取引に関する一切のシステムリスク。

(5) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵若しくは障害（天変地異等の不可抗力によるものを含みます。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延又はコンピュータウイルス若しくは第三者による妨害、侵入若しくは情報改変等が発生した場合。

(6) お客様が当社の推奨環境ではない状態で取引を行った場合。

(7) 当社が提示する取引価格が異常価格であったために、お客様の注文を執行・約定せず、又は約定した取引を取り消した場合。

(8) お客様の誤発注又は誤操作により取引が約定し、又は約定しなかった場合。なお、誤発注又は誤操作には、お客様の錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。

(9) その事由の如何を問わず、あらかじめ当社に届け出ている個人情報及びパスワードと入力された個人情報及びパスワードが一致したことにより取引が行なわれた場合。

(10) 当社は、当社及び第三者が提供するマーケットの状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性又は適時性を一切保証するものではなくお客様が、当社及び第三者から提供される情報若しくは分析に依拠して取引を行った場合又は取引を行わなかった場合。

(11) お客様が仮想通貨を当社に入庫する際に間違ったアドレスに送った場合、又は本約款取引の解約後に当社に仮想通貨を送った場合。

(12) お客様が仮想通貨を当社から出庫する際に間違ったアドレスを入力した場合。

(13) その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した場合。

第22条（損害賠償の制限）

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、その事由の如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第23条（損害賠償）

お客様が、本約款取引の履行に関し、故意又は過失により、本約款に定める義務に違反し、その他お客様の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、お客様は当社が被った一切の損害（当該損害を補填するために当社が負担する弁護士費用等の諸費用等を含みます。）を賠償するものとします。

第24条（中止及び廃止）

やむを得ない事由がある場合、次条に規定するお客様に対する事前の通知により、当社は本約款取引に係るサービスの全部若しくは一部の提供を中止又は廃止することができるものとし、お客様はこのことをあらかじめ承諾するものとし、

2. お客様は、前項により通知された本約款取引に係るサービスの中止日又は廃止日まで、すべての建玉について差金決済を行わなければならないことをあらかじめ承諾するものとし、

3. お客様は、当該中止日又は廃止日までにお客様の建玉について差金決済が行われない場合、当社の裁量で、お客様の計算において差金決済を行うことをあらかじめ了承するものとし、

なお、当該決済によってお客様に損失が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、

4. お客様は、当該廃止日までに当社に預託した法定通貨及び仮想通貨の出金又は出庫を行わなければならないことをあらかじめ承諾するものとし、

5. お客様は、当該廃止日までに当社に預託した法定通貨の出金が行われない場合、当社はおお客様の登録金融機関に出金を行うことをあらかじめ了承するものとし、

また外国通貨の預託がある場合、当社の裁量により合理的な換算価格を用いて本邦通貨へ転換することとし、

第25条（反社会的勢力でないことの確認に関する同意）

お客様は、次の（1）のいずれかに該当し、若しくは（2）のいずれかに該当する行為をし、又は（1）に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをせず、またこれにより当社に損害が生じた場合でも、すべてお客様の責任とすることに同意するものとし、

（1）現在、反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。

（2）自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用い、風説を流布し偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為等を行わない。

第26条（マネーロンダリングの防止）

お客様は、マネーロンダリング防止に関する法令及び規制によって求められる要件に従うため、当社に対し全面的に協力するものとし、

さらに、お客様は、マネーロンダリング防止に関する法令及び規制、その他の義務について遵守するものとし、

2. お客様は、マネーロンダリング防止に関する法令及び規制によって当社が必要と判断した資料等を、当社に対し提出する義務を負うものとし、これにあらかじめ承諾するものとし、

第27条（通知の方法）

当社からお客様に対して発すべき通知、連絡及び交付書面は、本取引システム画面若しくは当社ホームページ上への表示や掲載又は電子メールによる送信、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができるものとします。

第28条（通知の効力）

お客様の届け出た住所若しくは事務所の所在地又は電子メールアドレス宛てに当社が送付又は発信した通知が、転居、不在、その他当社の責めに帰さない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとします。

2. 本取引システムの画面若しくは当社ホームページ上への表示や掲載による方法で当社が送付又は発信した通知は、本取引システムの画面若しくは当社ホームページ上への表示や掲載された時にお客様に到達したものとします。

3. 当社からの通知を確認することはお客様の義務とし、当該通知に関連してお客様に損害が発生した場合（お客様が当社からの通知を確認しなかったことに起因するものも含みます。）でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第29条（電話の録音）

当社は、当社とお客様との間で行われるいかなる電話通話も事前の通告なしに録音できるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾します。

第30条（本約款の変更）

本約款は、監督官庁の指示、関連する法令若しくは当社の加入協会の規程等の変更がされる場合又は当社の裁量により、お客様へ予告なく変更又は改定されることがあります。

2. 本約款の変更が、お客様に従来認められていた権利を制限する、又はお客様に新たな義務を課すものである場合、当社は、その内容を本取引システム、当社ホームページ又は電子メールその他当社の定める方法により通知するものとします。この場合、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更又は改定に同意したものとみなすものとします。

3. 前項にかかわらず、当社が本約款の変更又は改定をお客様に通知し、変更又は改定の効力発生日を過ぎてお客様が新規取引を行った場合は、お客様は本約款の変更又は改定に同意したものとみなすものとします。

第31条（個人情報）

当社は、お客様に関する個人情報を当社サイトに掲載する「個人情報保護方針」に基づ

き、適切に取り扱うものとします。

第32条（著作権）

当社サイト、本取引システム又は本約款取引に係るサービスにおいて提供されるコンテンツ、情報、写真、その他の著作物は、当社、当該著作物の著作者又は著作権者に帰属するものとします。

2 お客様は、前項に規定された当社、当該著作物の著作者又は著作権者の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。

第33条（クーリング・オフ）

本約款取引は、クーリング・オフの対象ではありません。

第34条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項が無効又は違法となった場合にも、その無効又は違法は本約款の他の条項に影響せず、本約款の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。

第35条（適用法及び解釈）

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

第36条（合意管轄）

本約款取引に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成29年6月30日 制定

平成31年1月7日 改訂